

□ 有害ガス規制基準 (条例 別表七 三)

別表番号	物質名	基準値(mg/Nm ³)	(参考) 換算値(ppm)
1	フッ素及びその化合物	9	10
2	シアン化水素	6	5
3	ホルムアルデヒド	70	50
4	メタノール	合計 800	合計 200
5	イソアミルアルコール	合計 800	合計 200
6	イソプロピルアルコール	合計 800	合計 200
7	塩化水素	40	25
8	アクロレイン	10	5
9	アセトン	合計 800	合計 200
10	塩素	30	10
11	メチルエチルケトン	合計 800	合計 200
12	メチルイソブチルケトン	200(合計 800)	50(合計 200)
13	ベンゼン	100(合計 800)	30(合計 200)
14	臭素及びその化合物	70	10
14-2	臭化メチル	200	50
15	窒素酸化物	200	100
16	トルエン	200(合計 800)	50(合計 200)
17	フェノール	200	50
18	硫酸〔三酸化いおうを含む〕	1	1mg/Nm ³
19	クロム化合物	0.25	0.25mg/Nm ³
20	キシレン	合計 800	合計 200
21	塩化スルホン酸	1	1mg/Nm ³
22	トリクロロエチレン	300(合計 800)	50(合計 200)
23	テトラクロロエチレン	300(合計 800)	50(合計 200)
24	ピリジン	40	10
25	酢酸メチル	合計 800	合計 200
26	酢酸エチル	合計 800	合計 200
27	酢酸ブチル	合計 800	合計 200
28	ヘキサン	200(合計 800)	50(合計 200)
29	スチレン	200	50
30	エチレン	300	200
31	二硫化炭素	100	50
32	クロルピクリン	40	5
33	ジクロロメタン	200	50
34	1,2-ジクロロエタン	200	50
35	クロロホルム	200	50
36	塩化ビニルモノマー	100	50
37	酸化エチレン	90	50
38	砒素及びその化合物	0.05	0.05mg/Nm ³
39	マンガン及びその化合物	0.05	0.05mg/Nm ³
40	ニッケル及びその化合物	0.05	0.05mg/Nm ³
41	カドミウム及びその化合物	1	1mg/Nm ³
42	鉛及びその化合物	10	10mg/Nm ³

□有害ガス取扱施設の構造基準（条例第72条）

有害ガスを取り扱う工場又は指定作業場を設置している者は、規制基準を超える有害ガスの大気中への排出又は漏出を防止するため、有害ガス取扱施設の構造を規則で定める基準に適合させ、並びに当該有害ガス取扱施設の使用及び管理の方法につき規則で定める基準を遵守しなければならない。

規則別表第五 有害ガス取扱施設の構造基準等

- 1 有害ガス取扱施設の構造は、施設の密閉構造、蒸発防止設備が設置されている構造等有害ガスの排出を可能な限り抑制する構造であること。
- 2 有害ガス取扱施設に開放部がある場合には、原則として有害ガスを拡散しないように吸引し処理するための局所排気装置が設置されていること。
- 3 局所排気装置の構造は、できるだけ少ない排风量で有害ガスを完全に捕捉吸引できるようにフードの構造を選択すること。
- 4 有害ガスや有害ガスを発生する有機溶剤等を取り扱う作業は、局所排気装置及び排出防止設備の作動を確認した後開始すること。
- 5 局所排気装置及び排出防止設備等は、定期的に点検及び検査を行い、その性能を保持すること。

□炭化水素系物質の排出防止規制（条例73条）

工場又は指定作業場を設置している者で、規則で定める炭化水素系物質を貯蔵する施設等を設置しているものは、貯蔵等に伴う当該物質の排出を防止するために必要な設備を設置しなければならない。

規則別表第六 炭化水素系物質の排出防止基準

炭化水素系物質を貯蔵する施設等			排出を防止するために必要な設備等
排出を防止すべき施設の区分	炭化水素系物質の種類	施設の規模	
1 貯蔵施設	有機溶剤	貯蔵施設の容量の合計が5キロリットル以上のもの	浮屋根構造、吸着式処理設、薬液による吸収処理設備、凝縮式処理と吸着式処理を組み合わせた設備、ペーパーリターン設備又はこれらと同等以上の性能を有する設備
	燃料用揮発油、灯油及び軽油	(1) 燃料用揮発油の貯蔵施設の容量の合計が5キロリットル以上のもの (2) 燃料用揮発油、灯油または軽油のすべての貯蔵施設の容量の合計が50キロリットル以上のもの	
2 出荷施設	燃料用揮発油	燃料用揮発油を出荷するための施設であって貯蔵施設の容量が合計50キロリットル以上のもの	吸着式処理設備、薬液による吸収処理設備、凝縮式処理と吸着式処理を組み合わせた設備、ペーパーリターン設備又はこれらと同等以上の性能を有する設備

備考 容量とは、貯蔵施設の内容積とする。